

名古屋市達第27号

総 務 局

課長補佐設置規程（令和6年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。 （略） 総 務 局 （略） アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 （略） 課 長 補 佐（事業調整） <u>(11)</u> （略） 2・3 （略）	第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。 （略） 総 務 局 （略） アジア・アジアパラ競技大会推進部 アジア・アジアパラ競技大会推進課 （略） 課 長 補 佐（事業調整） <u>(12)</u> （略） 2・3 （略）

附 則

この達は、令和7年9月1日から施行する。